

一般社団法人日本総合歯科学会役員選出規則

2021年10月29日制定

第1章 総則

(適用)

第1条 当法人(以下、「本会」という。)の役員は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって選出される。

(役員を選出時期)

第2条 本会の役員を選出は、この規則に従い、2年ごとに行う。

(選出方法)

第3条 役員候補者の選出は、代議員の選挙によって行う。

2 本会の選挙管理委員会は、役員候補者の選挙(以下、「選挙」という。)を管理する。

第2章 理事の選出

(立候補できる者)

第4条 代議員は、役員就任の意思確認を経て、理事候補者に立候補することができる。

2 選挙管理委員会は被選挙権を持つ有権者に対し、役員就任の意思確認を行う。

(候補者の通知)

第5条 理事長は、理事候補者の氏名を学会ホームページの会員専用ページに掲載する。

(理事選挙の投票方法)

第6条 代議員による投票は、郵送または電磁的記録式投票のうち、選挙管理委員会が指定するものによって行う

2 投票は、有権者1名につき5名を連記する。電磁的投票においては5名を選択する。

3 理事は、得票の多い者から順次11名を選挙による理事として選出する。

4 当落に関わる得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選によって、その順位を決定する。

(欠員の補充)

第7条 第6条により選出された理事が、その任期中に欠員を生じた場合、選挙における次点者を繰り上げて補充することができる。

(非選挙理事の選出)

第8条 理事長予定者は、代議員の中から4名まで理事を推薦することができる。

2 前項の理事の選出には、理事会と社員総会の承認を受けなければならない。

第3章 理事長および副理事長、監事の選出

(理事長の選出)

第9条 理事長は、理事の投票によって選出する。

(理事長選挙の投票方法)

第10条 投票は、有権者1名につき1名を投票する。

2 過半数の得票を得たものを理事長として選出する。

3 過半数の得票者がなかった場合には、得票数上位2名を理事長候補者として再度投票を行い、上位の票数を得たものを理事長として選出する。

4 得票数が同数の場合には、理事長候補者の抽選によって、理事長を決定する。

(副理事長の選出)

第11条 理事長は、理事の中から3名以内を副理事長として指名する。

2 副理事長に欠員が生じた場合は、理事長は、理事会を開催して、他の理事を指名し、補充することができる。

(監事の選出)

第12条 理事長は、正会員の中から2名を推薦し、社員総会で承認を受けなければならない。

(役員選挙結果の公表)

第13条 選挙管理委員会は選挙結果を、なるべく速やかに、適切な方法で公表する。

(選挙の疑義)

第14条 役員選挙に関する疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が疑義解消について審議する。

(変更)

第15条 この規則の変更は、理事長の発議により、規則・規約委員会で協議の上、理

事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2021年10月29日から施行する。
- 2 この規則は、2024年4月26日から施行する。